

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2014.3
第58号

3月8日(土)から2階特別展示室及び閲覧室で「春の小さな鉄道展」が開催されます。懐かしいの鉄道グッズや写真に加え、秋田の鉄道敷設に関わる当館資料も展示。ぜひご覧ください！

出羽国七郡絵図の魅力

天保国絵図は、天保七年(一八三六)四月に作成が始まりました。江戸幕府は一三枚に裁断した元禄国絵図の写を秋田藩に渡し、元禄期以降の変更箇所を掛紙で修正するよう求めます。江戸詰役人と国元とが頻りに交渉を行って作成した下絵図は、江戸での内見・内談を経て清書され、天保九年三月、幕府に提出。そして、この絵図をもとに「天保国絵図出羽国秋田領」(国立公文書館所蔵)が作られました。

当館には天保国絵図との関わりが深いと考えられる、裁断された「出羽国七郡絵図」が三点あります。資料番号県C一四三二と県C一四三三に混在する二点のうち、ひとつは小判形をした村形の一部に赤黄白青の色紙が貼り付けられ、村名が書き改められています(以下、A図)。もう一方の絵図には村形の色分けがありません(以下、B図)。もうひとつは県C一四三二の絵図で(以下、C図)、これら三点の絵図は非常に似かよっています。

古文書倶楽部 第58号 (2014年3月)
この三点を比較したところ、最初にA図が作成され、B図はA図を、C図はB図を写したものと相互関係がみえてきました。それぞれの絵図の特徴を紹介します。

まずA図をみてみましょう。元図は元禄国絵図とほぼ同じ記載内容ですが、後に色紙や掛紙などで手を加えています。たとえば元図に「○新田村」と記されている村は赤色紙が貼られ、「新田」の文字を削除した村名が記されています。また、村名が変わった場合は黄色紙で修正しています。元禄国絵図での「本堂村」を「本堂城廻村」、「堀田村」を「払田村」と改めているのがその例です。さらに、村形の上に白色紙で「四ツ小屋新田村 当時目長田村二纏」など、村の統合の情報も注記されています。元禄国絵図にはなかった村は青色紙で追加しています。

このほか、広範囲にわたる訂正には、大きな掛紙を使用しています。河川の流路が変化したり、藩・国境の山々の名称や形を訂正する場合などに使われています。

次にB図(写真奥)です。B図はまずA図をそのまま写し取り、掛紙も同じ場所に貼られています。なかには掛紙で隠されることを前提に、元図の記載を省略した箇所もあります。A図の白色紙の村形とその中の記述は掛紙で隠されています。さらに藩境など、作成後手直しをした箇所がいくつかみられます。

最後にC図(写真手前)です。C図はB図をそのまま写し取っていますが、掛紙はありません。B図の掛紙に該当する部分が直接絵図に描かれ、掛紙の範囲は黒線で囲われています。



このように当館所蔵の「出羽国七郡絵図」三点の作成過程について考察しました。しかし、調べるうちにいくつもの疑問がわいてきました。たとえば、幕府から渡された元禄国絵図写とA図との関係、A図に色紙を使って訂正を加えた目的や時期、完成し江戸に送られた下絵図とB図との関係等々…。

「出羽国七郡絵図」三点は非常に魅力的な資料である一方、この絵図の調査・研究はこれからも続くことになりそうだと感じています。

* * *

今年度、絵図モニターに新しい絵図データが追加されました。今回紹介した「出羽国七郡絵図」(県C一四三二)のほか、「六郡絵図」(県C一四三五)、「出羽七郡絵図」(県C一七二)、「秋田領絵図」(県C一四三七)の計四点です。これらの絵図は、いずれも江戸幕府の国絵図作成に関わるものと考えられています。大型のため原本の閲覧は困難でした。ぜひモニターで自由に拡大・回転させながら、絵図に描かれている内容を細かい部分まで読み取っていただきたいと思えます。

【太田研】

佐竹義敦の逸事をめぐって

秋田藩八代藩主義敦の人物像はなかなか掴みにくいところがあります。通説では痞(つかえ)や痔疾など病いがちで、在府中の柳営(幕府)への欠勤も多かったのです。それゆえ、気むずかしく家臣の不注意を厳しく叱責したと評価されています。確かに家老の激しい任免・交替からも、それが窺えます。

しかし、一方において小田野直武の画才を認め、蘭画を習得させ、自らも「湖山風景図」(写真参照)の作品を残すなど、文化面では優れた素養を示しました。学問においても儒学者、中山菁莪の講義を聴き、世子次郎(後の九代藩主義和)の教育にも意を用いました。

ただし、それらの言動だけから義敦の藩主としての力量を評価することは難しいと考えられます。そこで原点に戻って、「源通(義敦)公紀」(大正版『秋田県史』所収)の末尾に記された逸事(エピソード)を取り上げ、その当時の評価を確かめたいと、義敦の性格をその言動から見直してみたいと思います。



「湖山風景図」佐竹曙山筆(秋田市立千秋美術館蔵)
※「図説秋田の歴史」(平成17年、秋田市)より転載

義敦の藩主としてのスタートは宝暦八年(一七五八)五月からです。しかし、当時十一歳と幼く、実際の政務は老岐家をはじめとする一門にゆだねられました。そこで、逸事に掲げられた藩主としての最初の事蹟は、明和二年(一七六五)五月、初めて秋田に入部した際の言動であります。当時十八歳に達していた義敦との対面にあたって、家老らは若い藩主に国政の要綱を説明しても仕方ないと判断しました。そこで、四、五項目の伺いを立て済ませようとしたが、

義敦は「かかる未熟の評議はするにか、政治缺失はかりそめの事も、下に及びてその害だいなる事もあるぞかし、汝等は重任なればこの後はよく心をつくして、等閑の評議なからんやうに」と声高に戒めたと記しています。これがために、家老らは大いに恐縮したとされています。

逸事の二つ目は、年月は不明ながら、義敦がお出し御やぐらに登ったさいの言葉です。「見わたす限りはみなわが領地なり、いかなる施しをかせん」と述べたところ、御納戸役の一人が「ご領地の事にあれば御心のままにせさせ給ふべき」と申し上げました。これに

対して義敦はその者に印籠を渡し、もしお前がそれを損じたら、それは汝の罪である。同様に、「我等が領地なりとも、政治のあしきは、我等が身のうへの罪のがれがたし」と諭しました。

この二つの逸事は多分に藩主の徳と政治への

熱意を賞賛しているかに見え、かなり割り引く必要があるかと思えます。ところが次の二つの資料を見ると、義敦がきわめて優れた政治的決断力のある藩主であることがわかります。

まず、「義敦公譜」(AS二八八―二二五)によれば、明和元年十月二十一日江戸屋敷において、諸老群臣に懇諭を行っています。その大要は「家老らに国務を任せてきたが、自分も幼年ながら藩の財政難は見えてきている。この際これまでの一時凌ぎや旧例を無視したやり方は、藩の綱紀を乱し家名の恥辱となってしまう。そこで藩を挙げて努力を重ね、列祖の遺徳、先考の遺志を継いで藩の再建に努力したい」という決意でした。これは前代の宝暦銀札事件の世情混乱の反省を込めての決意と見られます。

さらに、安永七年(一七七八)閏七月の久保田城焼失から二年後の安永九年十二月と推定される家老宛の書状(真崎文庫M一〇六九)があります。翌年の下国を控え、「納戸奥向等物嗜、或八座敷向、廬之障子、古を用ひ座等之拵を始メ台所向等格別に吟味相遂、省略可致」と指令しています。ここに再築された城中の建具・諸道具など出来るだけ簡素にせよとの姿勢が読み取れます。以上、義敦は財政の逼迫を身をもって感じ、支出削減を実行に移していきました。

その他、時節毎に頻繁に儉約の法令を発していきます。背景には藩を揺るがした銀札事件・阿仁銅山召し上げ問題、加えて度重なる凶作と火災に悩まされたことがあります。このようにして義敦の後半生は様々な試練の中で強い決断力が養われ、病弱ゆえの欠点は治世の弊害とはならなかったと見るべきでしょう。【加藤民夫】